

# 「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」改正案に対する 意見募集結果

- 意見募集期間 : 2020 年 8 月 8 日（土）から 2020 年 9 月 11 日（金）まで
- 意見提出件数 : 25 件（法人・団体 : 3 件、個人 : 22 件）
- 意見提出者 :

意見提出者	
1	株式会社インターネットイニシアティブ
2	楽天モバイル株式会社
3	ソフトバンク株式会社
－	個人（22 件）

## 「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」改正案に対する意見及びそれに対する考え方

意見	考え方	修正の有無
<b>総論</b>		
<b>意見 1 本ガイドラインについて、目次部分に該当するページ番号を記載すべき。</b>	<p>ガイドラインの先頭のほうに、「目次」があり、1目的（趣旨）、2定義、等と項目が続きますが、それらの項目が何ページに記述してあるのか、探すのにとても往生しています。せめて何ページに記述してあるのかぐらい表記していただけないでしょうか。本ガイドラインを発出している総務省総合通信基盤局が、例えば他に「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」や「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」を発出していますが、これには該当するページが表記されています。</p> <p>また、大分類から小分類に至る分類の表記法が、本ガイドラインでは、1、(1)、○の中に1、ア、a、(a)、(i)と、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」では、1、(1)、1)、ア、(ア)、ア)、a、(a)、a)と、また「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」では、章、節、(1)、○の中に1、(ア)、(i)となっており、同じ発出元なのに表記法がバラバラで、しかも非常に分かりにくいです。例えば、金融庁監督局証券課の「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」（令和2年6月）のように、V-2-2-4-2、(1)、○の中に1、イ、aといった表記法に統一できないでしょうか。これは大分類側の4番目か5番目程度までの位置が明確になり分かりやすいいからです。この表記法でなくとも結構ですので、いずれにしても分かりやすいように統一していただけないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	有
<b>意見 2 本ガイドラインの記述をゼロベースから構築して明瞭なものとすべき。</b>		
非常に解読難解なガイドラインで、具体例を見て、やっとなんとか理解できる内容です。現状の料金体系が複雑怪奇であることが一因でしょうが、このガイドラインで、本当にトータル費用が適正化されるのか判断できません。一度全てご破算にして、ゼロベースから単純明快な料金体系を構築するようにできないのでしょうか？	<p>○ モバイルサービスに係る料金については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）上、事前規制は廃止されており、基本的には各社の経営判断に委ねられています。</p> <p>○ このため、各社の料金体系が分かりにくいとの指摘がある</p>	無

	ことは承知しているものの、本ガイドラインによって各社の料金体系を単純明快なものに変更させることは困難です。 ○ その上で、本ガイドラインは、法第 27 条の 3 及び関係省令等の規律の運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理するために策定しているものです。	
意見 3 本ガイドラインの改正に賛同。		
本ガイドラインの改正について、賛成します。 【個人 3】	○ 賛同の御意見として承ります。	無
3 禁止行為の対象となる電気通信役務		
(3) 指定しない役務		
意見 4 電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務を規律の対象とすべき。		
移動電気通信サービスと、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務が、国民の共有財産の無線電波で、SIM カードを利用し、同じ通信規格と周波数帯を使用しており、通信混雑時間帯には移動電気通信サービスと特定地点以外での利用制限があるものと同様に速度制御を実施していることから、いわゆるホームルータを除外する合理的理由がない。 いわゆるホームルータのソフトバンクエアーにおいては、通信速度が著しく制限されている実態があるが、利用者が有線でのインターネット回線を利用すれば解決する事を理解していない事につけ込んだ、判断力が劣った消費者を狙った悪質なビジネスモデルの温床になっている。 例として、ソフトバンクにてスマートフォンを契約した場合、2 年経過後の旧更新期間に、ソフトバンクの代理店からソフトバンクエアーの電話勧誘がくる。電話勧誘は特定商取引になり再勧誘は禁止されているが遵守されていない。その電話勧誘の内容はソフトバンクエアーの本体代金は 5 万円以上の価格設定をしているが、3 年契約で本体代金は一切無料で、利用料金だけを支払いになるので、設置が簡単で安くおトクであると説明している。実際はマンションの場合は、既設の有線インターネット設備利用で、同程度の価格帯で安定した通信が利用できる。この内容はソフトバンクのホームページにて同じ契約内容が着としてあり、特別ではない。ソフトバンクエアーの本体価格が 5 万円で価格設定しているが、実際には HUAWEI 製のホームルータで、SIM カードを利用するものであり仕組みはモバイルルータと変わりはない。価格設定が 5 万円であるが同等製品は末端価格では一	○ 法第 27 条の 3 の規律の対象となる移動電気通信役務の範囲については、令和元年総務省告示第 166 号（電気通信事業法の一部を改正する法律附則第 2 条第 2 項の規定に基づき、同法による改正後の電気通信事業法第 27 条の 3 第 1 項の規定の例により、移動電気通信役務を指定する件。以下「役務指定告示」という。）で規定しており、「電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務」は、役務指定告示第 2 項第 4 号において、除外されています。 ○ いただいた御意見は、規律の対象となる移動電気通信役務の範囲について、「電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務」についても含めるべきというものであり、本改正案ではなく、役務指定告示に対する御意見であると考えます。 ○ なお、令和元年 8 月 23 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申では、「固定して使用されるルータ向けの電気通信役務は、指定の対象とすべき。」との意見に対し、「本告示案第 2 項第 4 号で規定される電気通信役務は、移動電気通信役務とは異なる市場で競争している電気通信役務であると考えられ	

<p>万円程度で入手可能であり、3年間の本体無料期間中に解約させない目的で高額な残債を一括支払いさせるペナルティのために不当な高額価格設定をしており、通信速度などの利用上に問題あって消費者に不利益が発生していても、本体支払い期間3年と通信の利用契約が2年で、消費者に落ち度がなくて、無線電波の性質である通信制御や通信速度の都合上で、安定した他社の有線のインターネットへの変更を妨げ、4年目の更新期間以前に解約すると、消費者に一方的な不利益が発生する。また契約2年経過後に新しいソフトバンクエア一本体の電話勧誘で、2重債務を負担することになり、通信利用量が少ない消費者であっても、無差別に電話勧誘にて、高速無制限で便利であると強引に勧誘して、消費者契約法の過量契約が散見している。</p>	<p>ことから対象としているものと承知しており、現在の市場の下では、それは適当と考えます。」との考え方方が示されています。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 総務省では、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）の施行後のモバイル市場の状況等について評価・検証を定期的に行い、その結果も踏まえ、必要に応じ、関係省令等について見直しの検討を行っていくこととしています。</li> <li>○ なお、勧誘に関する御意見については、参考として承ります。</li> </ul>	
<p>【個人4】</p> <p>5 通信料金と端末代金の完全分離</p> <p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供 ②禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」</p> <p>意見5 具体例に記載されている「プラン変更をする者については一回に限定して」という文言は、2通りの解釈ができるところから、明確化すべき。</p>		
<p>【貴省案】</p> <p>新たに通信契約を締結する者は全て対象としつつ、プラン変更をする者については1回に限定して1万円の商品券を付与することは、新たに通信契約を締結する者について複数回の利益の提供を受けることが想定されないのであれば、実質的には新規契約者についても同一の限定がされていることから、「新規契約」を条件とする利益の提供には当たらない。</p> <p>【意見】</p> <p>貴省案内の「プラン変更をする者については1回に限定して」との記載について、以下2</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 御指摘の本改正案の5(3)②ウの具体例は、新たに通信契約を締結する者とプラン変更をする者を対象にしつつ、プラン変更をする者については1回に限定して利益の提供を行うことは、新たに通信契約を締結する者について複数回の利益の提供を受けることが想定されないのであれば、実質的には新規契約者についても同一の限定がされていることから、利益の提供の対象となるプラン変更をすることに該当する者が著しく制限されていない場合は、「新規契約」を条件とする利益の提供</li> </ul>	有

<p>通りの解釈が可能と考えております。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「プラン変更をするものについては、新規契約時およびプラン変更の計1回に限定して」</li> <li>・「プラン変更をするものについては、新規契約時およびプラン変更のそれぞれ1回に限定して」</li> </ul> <p>ある条件下で行われた施策において、「プラン変更をするものについては、新規契約時およびプラン変更の計1回に限定して」利益の提供を行う場合と、「プラン変更をするものについては、新規契約時およびプラン変更のそれぞれ1回に限定して」利益の提供を行う場合を考えられますが、当該ガイドライン記載に対し2通りの解釈が可能であるため、適法性の判断が困難になる懸念があります。</p> <p>当該記載について、新規契約者とプラン変更をする者との利用者間の公平性の観点から、「プラン変更をするものについては、新規契約時およびプラン変更の計1回に限定して」利益の提供を行う場合について、「新規契約」を条件とする利益の提供には当たらないと明確化いただくのが望ましいと考えます。</p>	<p>には当たらないものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ また、この場合において、プラン変更をする者について、利益の提供を受けることができる回数を1回を超える複数回に限定する場合も、同様であると考えます。</li> <li>○ なお、プラン変更をする者について「1回に限定」する場合は、利益の提供の条件が付されているキャンペーン等の施策について示しているものですが、過去に行われた同一の利益の提供の条件及び内容のキャンペーン等の施策については、該当のキャンペーンと同一のものとして扱うことができると考えられます。</li> <li>○ これらの点について、明確化を行うため、本ガイドラインの5(3)ウの具体例の記載を修正することいたします。</li> </ul>	
<p>意見6 現時点においても「プラン変更をすることに該当する者が著しく制限」されている状態にないものについては、引き続き「新規契約」を条件とするものには当たないと解釈されるべき。また、仮に事業者に対して施策の見直しを求める場合は、十分な経過措置期間を設けるべき。</p>		
<p>【総務省案】</p> <p>利益の提供について、新たな通信契約を締結することとともに、当該電気通信事業者におけるプラン変更も対象とする場合には、利益の提供の対象となるプラン変更をすることについて追加的な条件が付されておらず、かつ、当該利益の提供の対象となるプラン変更をすることに該当する者が著しく制限されていないときは、「新規契約」を条件とするものには当たらない。当該利益の提供の対象となるプラン変更をすることについて追加的な条件を付している場合であっても、当該追加的な条件が新たに通信契約を締結することに該当する者に対して付されている追加的な条件と全く同一のものであり、かつ、当該利益の提供の対象となるプラン変更をすることに該当する者が著しく制限されていないときは、「新規契約」を条件とするものには当たらない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第27条の3及び関係省令では、通信役務の利用及び端末の購入を条件とする利益の提供は2万円(税抜)を超えてはならないこと等を定めています。併せて、本ガイドラインにおいて、端末の購入に際してではない「新規契約」を条件とする通信料金の割引や端末代金の値引き等の利益の提供について、法第29条第1項との関係を明確化しています。</li> <li>○ 本改正案は、これらの規律の趣旨が潜脱されることがないようにするため、本ガイドライン5(3)②ウについて、新たに契約を締結すること又はプラン変更を条件とした場合における「新規契約」への該当性の明確化及び具体例の追加をする修正を行うものです。</li> </ul>	有

<p><b>【意見】</b></p> <p>現行の「電気通信事業法第 27 条の 3 等の運用に関するガイドライン」（以下、「現行ガイドライン」という。）の規定において禁止行為の対象とされていない施策のうち、現時点においても「プラン変更をすることに該当する者が著しく制限」されている状態（例えば施策の対象者となっている既存契約者の内、特定の既存契約者の大幅な減少等が生じている状況）ないものについては、引き続き「新規契約」を条件とするものには当たらないと解釈されるべきと考えます。</p> <p>仮に、前述の現行ガイドラインの規定では禁止行為の対象とはなっていない施策（既に開発済みの未提供施策を含む）のうち、上記環境変化が見られない施策についても、条件面での見直しが求められる場合には、サービス変更の検討・仕様確定、確定したサービスのシステム対応の検討・仕様確定、システム開発等に半年程度の期間を要す見込みです。従って、その場合は、過去の類似のガイドラインにおける運用見直しと同様、経過措置期間の設定は必須であり、本規定の履行について令和 3 年 4 月 1 日まで対応期限の猶予を設けていただくよう強く要望します。</p>	<p>○ 御意見を踏まえ、本改正案の 5 (3) ②に係る部分については、「改正履歴」に記載のとおり、令和 3 年 6 月 1 日から適用することいたします。</p>	
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供 ③利益の提供の形態等</p>		
<p>意見 7 端末補償サービスとのバンドルに関する追記内容に賛同。</p>		
<p><b>【貴省案】</b></p> <p>端末補償サービスとのバンドルで、クラウドサービスや追加のデータ通信量等の端末と一体不可分での提供が不可欠ではないサービス等が提供されている場合には、当該サービス等について、端末購入者のみを加入可能とする合理的な理由がないため、当該サービスの対価に当たる金額は、利益の提供に該当する。</p>	<p>○ 賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
<p><b>【意見】</b></p> <p>ガイドライン改正内容に賛同いたします。</p> <p><b>(理由)</b></p> <p>端末補償サービスとのバンドルで、クラウドサービスや追加のデータ通信量等の端末と一体不可分での提供が不可欠ではないサービス等が提供されており、購入した端末に対する端末補償サービスに、非回線契約者が加入できない場合、当該バンドルサービスの対価に当たる金額は回線契約者のみを対象とした利益の提供に該当すると整理するのが適当と考えます。</p>		

<p>加えて、端末購入の判断に影響を与える端末補償サービスに非回線契約者が加入できない場合や非回線契約者の条件に実質的な差異がある場合は、端末購入サポートプログラムが「回線契約を条件としていない」とは言い難いと考えます。</p> <p>実態としては、回線契約を有する事業者から端末を購入する者が多いと考えられる中で、各事業者が現在提供している端末購入サポートプログラムについて、一括で購入した者は対象としていないことや、一部の事業者では端末の再購入を利益の提供の条件としていることに鑑み、端末購入サポートプログラムが過度な囲い込みの要因となっている疑義があります。</p> <p>以上より本ガイドライン改正案で言及されている端末補償サービスとバンドルされているサービス等の提供と同様、端末購入サポートプログラムによる利益の提供つきましても、回線契約者に対する潜脱的な利益の提供に該当すると考えます。このような利益の提供は、事業者間の公正な競争を阻害し、ひいては利用者が多様なサービスや端末から自らのニーズに合ったものを適切かつ自由に選択し、低廉な価格で利用することができなくなるなど、利用者の利益を損ねることに繋がります。従って、実質的に「回線契約を条件としている」端末購入サポートプログラムは禁止されるべきと考えます。</p>		
<p>意見8 明確な規定を根拠としない総務省令の解釈変更によって、既存利用者が不利益を被らないようにすべき。</p>		
<p>p. 38, 39 「端末補償サービスとのバンドルで(以下略)」について、利益提供額への新たな算入が総務省令の改正ではなくガイドラインの改正により行われるということは、利益提供額への新たな算入を総務省令の解釈変更によって既存の当該オプション契約者に対しても遡及して適用するということか。</p> <p>「端末補償サービスとのバンドルで(以下略)」の一例として、NTT ドコモが提供するいちおしパックのように、補償サービス利用時のポイント付与が考えられるが、既存のいちおしパック等契約者がいちおしパック等約款の変更によりポイント付与が受けられなくなるおそれがある。総務省令改正により明確な規定を根拠とするのではなく総務省令の解釈変更を行うことは、既存の通信利用者の利益を害し、あるいは憲法 29 条が保障する契約内容決定の自由や憲法 22 条 1 項が保障する職業活動の自由を侵害しないか。</p>	<p>○ 本改正案では、5(3)③ア具体例に記載されている「端末補償サービスその他類似サービス」について、「赤字が指向されておらず、かつ、端末購入者のみを加入可能とする合理的な理由がある場合」について、規律の趣旨を明確化するために具体例を追加するものであって、本改正案をもって規制を強化するものではありません。</p> <p>○ なお、個社の個別の施策に対する本ガイドラインの適用については、個別の施策の提供条件等を確認して判断するものです。</p>	無

意見9 端末自体の値引き規制を強化するのではなく、通信契約と関係ない抱き合わせ販売を規制する等の施策を行うべき。		
<p>1. 意見対象箇所 3 禁止行為の対象となる電気通信役務 (3) 端末代金の値引き等の利益の提供【施行規則第 22 条の 2 の 16】</p> <p>2. 意見の概要 移動電気通信端末（以下端末）の購入代金値引き規制（以下値引き規制）は消費者に却つて不利益を生じさせている。 特に消費者の端末買い換え周期を長くすることで、端末破損や不正アクセスによるトラブルを招くと思われます。 端末の値引き規制は緩和し、抱き合わせ販売や意図しない契約を結ばないように規制するべきです。</p> <p>3. 意見と理由 意見者は年収 300 万円前後の独身世帯であり、生活費を除いた月の可処分所得は概ね 5 万円程度です。 以前は端末の MNP 割引などで定価 10 万円前後の型落ち端末が実質 3 万円程度の負担で 3 年ごとに購入できていましたが、以前の規制により購入できなくなりました。 MNO が端末販売において、利得を過剰に得ているというのであれば、端末の販売と回線の契約を完全に分離すれば良いのではないでしょうか。  以前の規制後、MNO 各社の通信プランは単純化により「高い月額料金で定額」「使った分で従量（上限は前者より高い）」の 2 通りとなりました。 併せて「家族割引」「電気料金とセット」「新規インターネット通信とセット」の以外の割引施策がほぼ無くなつたため、新しいプランにおける月の通信費は、独身世帯では特に大きく負担増となりました。 なお、従来の契約者は同じプランを使い続けられるので、新しいプランに切り替えたり他社から移ってきたりした人の不利となります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第 27 条の 3 及び関係省令では、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供を規律しており、それにより通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化が促進されることが期待されるものです。</li> <li>○ なお、改正法を踏まえ、各携帯電話事業者では、期間拘束付きの料金プランの廃止、期間拘束付きプランの違約金の引下げ、一部の料金プランの料金水準の引下げなどの対応が行われております。また、端末についても、携帯電話事業者における 3 万円から 5 万円程度の中価格帯の端末の取扱いが増えるなど、多様化が進んでいるものと承知しています。</li> <li>○ また、MVNO 等による低廉な料金・サービスも提供されているとともに、中古端末の流通などについても進展が見られ、必ずしも従来の MNO 各社のモデルに従つた通信サービスへの加入や端末の購入に頼らずに費用を抑えることが可能となってきていると考えます。</li> <li>○ 総務省では、引き続き、公正な競争環境の整備による競争促進を通じ、低廉でわかりやすい料金・サービスの実現に努めてまいります。</li> </ul>	無

上の割引施策は逆を言えば「家族が居て、家族で丸ごと1社のMVNOに入らないと損」「電気会社の変更は様々な業界で抱き合わせされていて選択肢が多すぎてよく判らない」「既にインターネット契約がある人はそちらで違約金などが発生することもある」ことから、MVNOへの移行を妨げたり、よく判らないで契約してトラブルが起きたりするような事を招きかねません（契約時のトラブルはこれ以外にも無説明で高額なSDカードを売りつけたりオプション契約で減額したりするような事例が見受けられます）。

これらのことから、消費者保護を名目とした規制の強化のたびに、消費者には大変な不利益が生じると強く感じています。

特に前回の規制によるプラン変更は、消費者保護をうたいながら実際の月額料金が上がったことに強く不満を覚えました。

また、これ以上の値引き規制を行うと、端末の買い替え周期が必然的に長くなる事が想定されます。

市中では端末を破損したまま使用している使用者をたまに見かけますが、破損端末を使い続けた場合、バッテリの爆発・防水性の喪失後水没による感電など人命に係わるトラブルが発生するおそれがあります。破損しなくともリチウムイオン蓄電池の劣化によりバッテリが充電できなくなったり膨張して本体を破損させたりする事例が絶えないことから、数年毎の定期的な交換が安全のためには重要です。

更に、端末で使用されるオペレーティングシステム（以下OS）はiOS（Apple社）とAndroid（Google社）の2つが主流ですが、1つの端末におけるセキュリティアップデートがサポートされる期間は、前者が約4年、後者が約2年（Google社製の端末は4年）ぐらいであり、これを過ぎるとセキュリティアップデートが受けられなくなります。

セキュリティアップデートが受けられなくなってしまってもセキュリティの欠陥は公開され続けるので、古い端末を使い続けるということは、不正アクセスを行う攻撃者は、古めの端末をターゲットに攻撃すればやりたい放題できるという事でもあります。

端末のセキュリティアップデートが保証される期間は、一般的な家庭用コンピュータ端末のOS（Windows）のリリースから7年と比べても短く、この改善が無い限り、端末の買い替えは数年毎に定期的に行わなければ使用者が危険に晒されます。

最近では銀行口座を端末と紐づけている消費者も多く、不正アクセスにより個人の口座が乗っ取られて不正に送金される危険も出ています。

<p>1年型落ちの端末でも、4年より古い機種を使い続けるより安全に使用できます。端末の値引き規制を行うのであれば、本体破損とOSアップデートに強い制約を受ける端末のライフサイクルを、より長くするような施策を前もって実施しなければ、値引き規制を遠因とする人身事故や犯罪が発生することも否めないのでしょうか。</p> <p>これらの事から、端末自体の値引き規制を強化するのではなく、端末自体の値引き規制を緩和し、通信契約と関係ない抱き合わせ販売を規制することで、消費者が定期的な端末の買い換えを安心して実施できるような施策をとるべきです。</p>		
<p>【個人6】</p> <p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供 ④ 「通信役務の利用」及び「端末の購入等をすること」を条件とし、又は「新規契約（継続利用を除く。）」を条件とする利益の提供の上限の適用</p>		
<p>意見10 「非課税」ではなく「不課税」ではないか。</p> <p>42ページに「又は非課税の2万2千円の寄付」とありますが、「非課税」ではなく「不課税」の間違いではないでしょうか。</p>	<p>○ 御指摘を踏まえ、「非課税」を「不課税」に修正します。</p>	有
<p>【個人7】</p> <p>意見11 消費税率が異なる商品・サービスに使用可能であるポイントの付与について、利益の提供額がどのように判断されるか記述を明確化すべき。また、具体例の表現を変えるべき。</p>		
<p>42頁に「様々な商品・サービスの対価の支払に1ポイント1円として利用することができるポイントを2万2千ポイント付与することは、2万2千円の利益の提供を行うことになる。ただし、当該ポイントが10%の消費税が課税される商品・サービスのみに対し、税込で表示された価格について使用可能である場合には、利益の提供額は2万円となる。」とあります。</p> <p>例えば、1ポイント1円として利用することができるポイントが8%の消費税が課税される食料品『のみ』に対し、『税込で表示』された価格について使用可能である場合には、21,600ポイント付与する時の利益提供額は20,000円となるのでしょうか。それとも21,600円となるのでしょうか。</p> <p>ガイドラインには「10%の消費税が課税される商品・サービス『のみ』に対し、『税込で表</p>	<p>○ 端末の売買など消費税が賦課される取引に係る対価の割引の場合には、利益の提供額の算定は、税抜の額により行うものであり、本ガイドライン5(3)④イにおいて、具体的な解説を記載しているものです。</p> <p>○ 御指摘されている本改正案の42ページの3行目以降のただし書については、「10%の消費税が課税される商品・サービスのみに対し、税込で表示された価格について使用可能である場合」の具体例として示したものであり、1ポイント1円として利用することができるポイントを21,600ポイント付与する場合、8%の消費税が課税される商品・サービスのみに対し、税込で表示された価格について使用可能である場合には、2万円の利益の提供を行ふことに</p>	有

<p>示』された価格について使用可能である場合には」とあるので、本事例はそれに当てはまらないことから 21,600 円となるように読めるのですが、それだと不合理ではないでしょうか。それとも、本事例についてはガイドラインに元々記述されておらず 20,000 円と解釈するということなのでしょうか。非常に分かりにくいで</p> <p>消費税が課される商品・サービスには、(1)税率 10%のもの、(2)税率 8%のもの、(3)消費税がかからないものの 3 種類があり、ポイントの利用可能先としての組合せパターン(7 パターン)と、税込で表示された価格か否かに応じて総務省は利益提供額を判断するとしているようですが、ガイドラインの説明は分かりにくいで</p> <p>冒頭の「様々な商品・サービス」の語義は、(1)、(2)、(3)が混在したパターンを指すのでしょから、「消費税率が異なる商品・サービス」といった表現に替えるとともに、上記の事例をどう判断するか明記していただきたい。</p>	<p>当たります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本改正案は関連規定について、運用に当たっての具体的な考え方や事例等を整理して示しており、全ての事例を網羅的に示すことは困難であることから、本ガイドラインの具体例に記載がない事案については個別具体的に判断するものですが、御指摘を踏まえ、「様々な商品・サービス」については、「消費税率が異なる商品・サービス」という記述に修正いたします。</li> </ul>	
<p>(3) 端末代金の値引き等の利益の提供 ⑦対照価格</p> <p>意見 12 調達価格を取得価格以外の価格とすることができる場合について、ガイドライン改正案に記載されている以外の例外規定を設ける等、MVNO の経営に影響を与えないような配慮を行うべき。</p>		
<p>今回のガイドライン改定により、「イ 調達価格」に設けられた例外以外の場合において、端末の取得価額が調達価格に固定され、「エ 不当な価格設定への対処」において端末の販売価格がこの調達価格を下回ることができず、「ア 対照価格の内容」により、本ガイドラインで規定されている利益の提供の基準となる対照価格が、販売価格を通じて調達価格に縛られることについては、MVNO による端末調達を著しく制限する可能性があり、賛同することはできません。</p> <p>現在、多くの MVNO は端末メーカーから端末の供給を受け、本ガイドラインに則り、回線と共に利用者に提供しています。これは、回線と端末を一連の手続きの中で購入したいという利用者のニーズに沿ったものです。MNO に比べ規模の小さい MVNO は、端末の調達台数の規模において MNO とは比べるべくもなく、その不利な条件下においても、最大限の努力により端末のラインナップを揃え利用者のニーズに応えています。しかし、端末の販売数は、必ずしも我々の目論見通りに行くとは限らず、5G 化やカメラ機能など非常に急速に変化している端末市場のトレンドのみならず、国際情勢などの外部要因など MVNO がコントロールできないリスクにもさらされているのが現状です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本改正案は、電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）第 22 条の 2 の 16 第 2 項第 1 号ロに規定する「調達価格」の定義を明確化するとともに、同条第 1 項第 2 号イに規定する不良在庫端末に係る規律の潜脱行為を防止するため、調達価格を取得価額以外の価格とすることができる場合について明確化する修正を行うものです。</li> <li>○ 法第 27 条の 3 では、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、改正法で一律禁止している端末の販売等に際する通信料金の割引の潜脱防止のため通信契約の継続を条件とするものは一律禁止し、そうした条件のないものには一定の上限を定めています。他方で、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イでは、電気通信事業者や届出媒介等業務受託者における不良在庫端末の処分のために、通信契約とセットで行われる端末代金の値引きを一定の範囲で認めて</li> </ul>	無

<p>仮に販売数が目論見を大きく下回った場合、端末の在庫が積み上がることとなります が、スマートフォンのようにモデルチェンジの早い製品は一般に時間の経過と共に急速に 売れにくくなってしまい、MVNO の経営を長期間に渡り圧迫することになります。そのような 場合、簿価と共に販売価格を下げ、早期に売り上げを立て影響を最小限に抑える必要に迫 られます。これは電気通信市場以外でも過剰在庫を抱えてしまった多くの企業が一般的に 行っている経営行為であると理解しています。</p> <p>今回のガイドライン改定により、このような経営リスクに対する MVNO の柔軟な対応能力 を阻害し、12ヶ月以上の長期に渡って、国際情勢の影響などのリスクを考慮する必要なく 販売を続けられる端末（iPhone など一般に MNO やそのサブブランド以外が取り扱うことが 非常に困難な端末）以外の端末を取り扱いにくくし MVNO による利用者への端末提供を阻害 すること、並びにオリジナルの端末開発など MVNO の将来の事業運営を制限することは、 MVNO の提供する利用者利便を著しく損なうものであり、容認できるものではありません。 仮にこのような規定を設けるのであれば、過剰在庫が事業経営に影響するような場合や、 後継機種が発表された場合に対し例外規定を設けるなど、MVNO の経営に影響を与えないよ う十分に配慮を求めるものです。</p>	<p>おり、具体的な範囲は、意図的に在庫を発生させた値引きを排 除するため、端末の卸価格が引き下がると考えられる期間とし て 24か月を確保した上で、不良在庫が生じていることにより 強い誘引力を得ることを抑制するため、対照価格の半額までの 値引きを可能とすることとしており、また、製造が中止された 端末については、意図的に在庫を発生させる可能性が相対的に 低く、また、他の者が新たに調達して販売する可能性はなくそ の者との間の公平性を考慮する必要もないことから、半額まで の値引きが可能となる期間が短くすること等としています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ このとおり、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き 等の利益の提供について、不良在庫端末の処分のために行われ るものについては、施行規則第 22 条の 2 の 16 に定められる ルールに則って行われることが想定されているものであるこ とから、本改正案 5(3)⑦イにおいて、会計上評価損を計上し た場合の調達価格の変更については、調達時に予見されなかつ た明らかに他社に帰すべき外的要因により会計上評価損を計 上した場合に限って、調達価格を取得価額とは異なる価格とす ることができるとするものです。</li> <li>○ なお、端末の調達・在庫の管理については、事業者や販売代 理店がそれぞれの端末を不良在庫端末として取り扱うかどう かも含めて自社の戦略の中で決めて、行うものだと考えます。</li> </ul>
<p>意見 13 調達価格に関する現行のガイドラインの記述は変更すべきではない。また、不良 在庫端末の値引きを実施する事業者は、ユーザーに対してもその旨を公表すべき。</p>	
<p>ヤマダ電機に au の不良在庫が相当数あります。 今までも値引き販売を行ってきましたが、台数限定だったり販売条件を付けたりしてほと んど在庫が減っていません。 このままでは破棄をせざるを得ない状況にあります。 今回のガイドライン改正が行われるともう売らなくなると思われます。 よって電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イに関しては変更すべきで はないと考えます。 また不良在庫端末の値引きを実施する場合は事業者は総務省だけではなく、一般ユーザー</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本改正案は、意見 12 に対する考え方のとおり、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イに規定する不良在庫端末に係る 規律の潜脱行為を防止するため、調達価格を取得価額以外の価 格とすることができまする場合について明確化する修正を行うも のです。</li> <li>○ 不良在庫端末に係る御意見については、本改正案ではなく、 施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イに対する内容と考 えます。</li> </ul>

<p>にもその事実を公表すべきと考えます。 値引きをしていること自体が周知されていないから売れないのだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 9】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、不良在庫端末に関する特例の適用を受けている事業者及び該当端末の機種数については、総務省において開催している「競争ルールの検証に関する WG」において公表しています。</li> </ul>	
<p>意見 14 一定期間あるいは一定量の販売を約した端末についても減損処理を行えるようにすべき。また、製造が中止されていない端末について、値引き可能となるまでの期間を短くすべき。</p> <p>現在でも在庫を抱え込む事を避ける目的か一般的な端末においても比較的少数の入荷に留めるケースが複数発生しており、新機種の投入サイクルよりもかなり早い時期に購入が難しくなるケースが存在しています。</p> <p>その為、一定期間または消費者へ明示した一定量の販売を義務付ける代わりに減損処理を行えるようになるのなら販売側の在庫を抱え込むリスクを低減することができ、かつ消費者側も多くの機種を選べるようになるのではないかでしょうか。</p> <p>また、生産が中止されていない端末への値引きが 24 か月以降でしかできず、製品の更新サイクルに即していないので 12 か月や条件付きで 6 か月などでも認めるべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 10】</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本改正案は、意見 12 に対する考え方のとおり、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イに規定する不良在庫端末に係る規律の潜脱行為を防止するため、調達価格を取得価額以外の価格とすることができる場合について明確化する修正を行うものです。</li> <li>○ 不良在庫端末に係る御意見については、本改正案に対する御意見ではなく、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イに対する御意見と考えます。</li> <li>○ 令和元年 8 月 23 日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申では、「在庫端末の特例に関する現行案は、修正すべき。」という旨の意見に対し、「施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イは、電気通信事業者や届出媒介等業務受託者における不良在庫の処分のために、通信契約とセットで行われる端末代金の値引きを一定の範囲で認めるものであり、具体的な範囲は、意図的に在庫を発生させて値引きを行う行為を排除するため、端末の卸価格が引き下がると考えられる期間として 24 か月を確保した上で、不良在庫が生じていることにより強い誘引力を得ることを抑制するため、半額までの値引きを可能とすることとしており、また、製造が中止された端末については、意図的に在庫を発生させる可能性が相対的に低く、また、他の者が新たに調達して販売する可能性はなくその者との間の公平性を考慮する必要もないことから、半額までの値引きが可能となる期間が短くすること等としているものであって、それについては、一定の妥当性があるものと考えます。」との考え方が示されて</li> </ul>	無

	<p>います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ なお、法第 27 条の 3 の規律において、通信契約とセットではなく、端末単体で販売する際には、端末代金の値引きについて制限はありません。</li> </ul>	
<b>意見 15 在庫処分を自由にできるようにすべき。(同旨 9 件)</b> <p>p. 51, 52 価格の決定の自由は、憲法 29 条が保障する契約内容決定の自由や憲法 22 条 1 項が保障する職業活動の自由の中核的な内容であって、このような規制は本来、法令の改正により行うべきではないか。法令の改正にあたって必要とされる立法事実の把握というプロセスを潜脱するためのガイドライン変更ではないか。</p> <p>【個人 5】</p> <p>発売日から時間が経過してもなお売れ残っている端末の値引きが許されなくなるのであれば、販売する側としてはリスクを避けるために売れ筋の端末ばかりを調達するようになり、そうでない端末はごく少量のみの調達か、あるいは全く調達しなくなるでしょう。</p> <p>そして、前者の売れ筋端末は主に海外メーカーによるグローバルモデルがほとんどを占めており、後者は国内メーカーが日本人向けに開発した端末が主なものとなります。</p> <p>そのような状況になれば、国内メーカーが経営上、端末を新規開発・製造するうまみが失われ、技術力においては国際競争力を損ない、ひいてはさらなる人材の海外流出にも繋がりかねません。</p> <p>確かに端末の過度の値引き等による各携帯会社間の競争には歪みもあり是正する必要はあるかと存じますが、今回の規制案についてはそのために様々な方面に悪影響を及ぼす恐れがあるなど、手段と目的がごっちゃになっている印象を受けます。</p> <p>何卒再度検討のほどお願いいたします。</p> <p>【個人 11】</p> <p>売れる売れないは市場が決めるのであってなにも減損処理をしたくてしているわけではないだろう。もし不人気機種が 2 万円以上値引きできなくなるのであれば、キャリアは購入する機種を厳選する。その結果、国内メーカーは撤退するしかなくなる。</p> <p>総務省のやってきた改正によって、いまはガラホの機種ですら各キャリア 1 – 2 機種しかない。多様性を破壊した。慣れ親しんだメーカーの操作方法が、他社メーカーに変わることの年寄りの労苦をまるでわかってない。</p> <p>値引きが許される 2 万円以下で端末を調達しようとなれば、国内メーカーはほとんどお手上げで、全てが海外メーカーになってしまふ。こんな不平等でいいのだろうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本改正案は、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供について、利益提供が可能となる上限額を変更するものではありません。</li> <li>○ また、本改正案は、事業者が会計上評価損を計上することを制限するものではなく、施行規則第 22 条の 2 の 16 第 1 項第 2 号イに規定する不良在庫端末に係る規律の潜脱行為を防止するため、会計上評価損を計上した対象設備について、調達価格を取得価額以外の価格とすることができる場合について明確化する修正を行いうものです。</li> <li>○ 端末の調達・在庫の管理については、事業者や販売代理店がそれぞれの端末を不良在庫端末として取り扱うかどうかも含めて自社の戦略の中で決めて、行うものと考えます。また、端末メーカーによって端末の製造・販売戦略は様々であると考えられますが、それは、各端末メーカーが独自に判断する事項と考えます。</li> <li>○ なお、法第 27 条の 3 の規律において、通信契約とセットではなく、端末単体で販売する際には、端末代金の値引きについて制限はありません。</li> </ul>	無

そして、5Gは普及しないと言える。5G端末は1台が極めて高いので、それだけリスクが高い。

各社はやはり調達台数や価格に対して下降圧力を加えるであろう。市場が成長しない。

結果としてキャリアのラインナップは高くて値引きのないハイエンド端末と、どこの馬の骨ともわからないような海外メーカーの安物スマホになり、消費者の利便性は更に低下する。

一体何のためのガイドライン改正なのだろうか。

そんなことよりも電池交換できないことのほうを問題にしたほうが遥かにマシだ。スマートホンを買い換える最大の原因が電池の持ちだからだ。

#### 【個人 12】

意味不明なんだよ

家電量販店だって在庫処分セールや型落ち品のセールくらいやるわ

減損すら許されないなんて不思議すぎるだろ

キャリアの端末の販売を禁止すれば全部解決するだろ

メーカーが売ればいいだけ、キャリアが端末売ってる現状がそもそもおかしい

#### 【個人 13】

##### 1. 企業における自己資産処理の自由について

電気通信事業に関わらず自己資産の処理は各企業に広い自由度が与えられるのが当然であり、陳腐化という明確な理由があるにも関わらずこの権利を制限することは社会の資産を取得するというごく自然な行動に影響を与えるものであり、この制限が今後拡大されるという懸念が広がることにより日本の経済やものの考え方に対し修復不可能な損害を与えることになり、決して容認できない

##### 2. 移動体通信機器について

スマートフォン等の機器については高額ではあるが陳腐化が非常に早い商品である。一般的消費者は約3年で機器を変えていくにも関わらず、事業者に減損処理をした上で在庫一掃を認めないというのは、現状も在庫一掃という世間では当たり前の商行為すら知らない人間が考え出した悪法と言わざるを得ない

### 3. 消費者の利点について

本改正を行うことによる、消費者の利点は存在しない。端末価格より通信料金の低廉化をと考えているのであろうが、端末が多く販売されそれらがある程度更新されて行くことと通信における技術革新により通信料金が下がることは並行して起きていくことである。型落ちの商品でも安い価格で販売されることにより端末が更新されていくことは通信技術の革新には欠かせないことがある。通信料金はかつて 10MB が 1000 円だったものが今は 1GB が 1000 円に低廉化している事実を忘れてはいけない。これを続けなければ 5G の拡大も覚束ない。端末値引き販売の制限がなされている以上、追加の対応は不要であるに

### 4. 総務省の通信行政の稚拙さについて

3G 時代世界最先端であった日本の移動体通信業界がここまで落ち込んだことはひとえに通信行政の稚拙さが原因である。アメリカの圧力で日本の通信を分割しその力を奪ってきたが、その間にアメリカはほぼ通信サービスを統合した企業と生まれ変わっている。行政が現在行なうことは消費者に月数百円の割引を与えることではなく、5G に於いていかに日本の通信を復活させるかである

#### 【個人 14】

スマートフォン(端末)を捨て値で在庫処分ができるようだが、国内のスマートフォンメーカーをつぶしたいのかと思ってしまう

Apple の iPhone は長く使うことができ今回の改定に有利であるが、Android 搭載機は革新が激しく端末が出てからすぐに上位の後継機種が出ることのほうが多いため、不利になってしまう

今回の改正は米国に対する癒着の表れではないのかとも思える

我々消費者が望んでいるのは、端末代金の値下げであるのに、なぜ総務省は消費者が望んでいることとは真逆の政策をとろうとするのか

これ以上端末・携帯使用料金を高くして消費者をどうしようというのか

現在キャリア(MNO)が儲けすぎているといわれているが、MVNO に回線貸して、設備整備にもお金がかかるため普通ではないか

我が国は資本主義であり、社会主义ではないはずだ

<p>これ以上首を突っ込んで消費者の望むことと真逆のことをするならばもう何もしないでもらいたい</p> <p style="text-align: right;">【個人 15】</p>		
<p>端末の不人気により不良在庫を抱えた場合でも、企業の判断による値引き販売ができません。また値引き適用が製造中止 1年後などでは、性能向上の早い通信端末業界においては購買魅力に乏しく、値引きの意味を成しません。</p> <p>結果、不良在庫を販売することもできず、そのまま全額減損処理となれば、今以上に通信企業の業績に悪影響を与えます。これにより通信費の値上げなどが為されれば、我々消費者が不利益を被ることになります。</p>		
<p>自由競争を阻害し、消費者に不利益を与える本改正案には反対し、本条項の修正取り消しを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【個人 16】</p>		
<p>在庫処分をできるようにしてください こんなことをやられたら消費者にもマイナスしかありません</p> <p style="text-align: right;">【個人 17】</p>		
<p><a href="https://buzzap.jp/news/20200907-soumu-guide-line-stock-old-smartphone-no-price-down/?amp=1&amp;_twitter_impression=true">https://buzzap.jp/news/20200907-soumu-guide-line-stock-old-smartphone-no-price-down/?amp=1&amp;_twitter_impression=true</a></p> <p>こちらの記事を読んでいただければ分かると思いますが、この改正案は国内メーカーにとってかなりの痛手になると考えられます。また、家電製品などでは型落ち、不人気の製品は安く売ることが認められる一方スマートフォンだけそれを認めない理由が全くもって理解できません。市場、顧客にとってのスマートフォンの価値は常に変動するものであるのに価格を変動させないといま以上に不良在庫が生まれることは想像に難くないと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人 18】</p>		
<p>その他</p> <p>意見 16 割引の規制が国際競争力の下降要因の 1つとなっていることから、値引き競争を行わせるべき。また、5G 端末の利用拡大の促進が可能となるような施策を講ずるべき。</p>		
<p>端末代金と通信代金を合わせた金額が携帯電話の通信費であって、そこを切り離して通信</p>	<p><input type="radio"/> いただいた御意見は、本改正案に対する御意見ではなく、法</p>	<p>無</p>

<p>代金だけを見せかけだけを安くする所謂分離プランのせいで、端末代金の割引が無くなり実質値上げになっている。</p> <p>日本のメーカーの端末もMNOが割引できず、中価格帯しか売れなくなってしまっており、更に同価格でそれ以上の性能の海外製端末が多く選ばれ始めている。</p> <p>この割引の規制が日本のメーカーの国際競争力が落ちる要因の一つになっている。</p> <p>そもそもMNPの割引を規制したのが間違いであり、MNOが身を削って競争していたのだから、逆にそれを促進し、値引き競争を行わせるべきである。</p> <p>MNPをしない消費者に不平等だと消費者団体が発言していたが、全てに平等なキャンペーンは存在しないし、MNPは双方に利益があるし、誰でもMNPできるのだから得だと思ったら各自判断しMNPすれば良い。</p> <p>中古端末も投げ売りが無いと在庫が入って来ず、結果中古も高くなっているので消費者が選ぶことも無い。</p> <p>5G、6Gと今後MNOの技術なども更に必要になっていくので、5G端末の利用拡大を促進するような事が可能になるような施策を講じて欲しい。</p>	<p>【個人19】</p>	<p>27条の3及び関係省令に対する御意見と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第27条の3第2項第1号においては、端末の購入に際する通信料金の割引を一律禁止する一方、端末の購入に際する端末代金の値引き等の利益の提供に禁止されるものは施行規則において規定することとしており、通信役務の利用及び端末の購入を条件とする利益の提供は2万円(税抜)を超えてはならないこと等を定めています。併せて、本ガイドラインにおいて、端末の購入に際してではない「新規契約」を条件とする通信料金の割引や端末代金の値引き等の利益の提供について、法第29条第1項との関係を明確化しています。</li> <li>○ これらは、通信契約とセットで行われる端末代金の値引き等の利益の提供を規律するものであり、それにより通信・端末のそれぞれの市場での競争がより働くようになり、通信料金・端末代金のそれぞれの低廉化の促進が期待されるものです。</li> <li>○ 改正法を踏まえ、各携帯電話事業者では、期間拘束付きの料金プランの廃止、期間拘束付きプランの違約金の引下げ、一部の料金プランの料金水準の引下げなどの対応が行われており、また、端末についても、携帯電話事業者における3万円から5万円程度の中価格帯の端末の取扱いが増えるなど、多様化が進んでいるものと承知しています。</li> <li>○ 総務省では、引き続き、公正な競争環境の整備による競争促進を通じ、低廉でわかりやすい料金・サービスの実現に努めてまいります。</li> </ul>
<p>意見17 安くなつて品質が落ちるのは良くない。安いサービスを提供する事業者は既に存在しており、利用者が選択できるようになっている。</p>		
<p>色々試しましたが、安いサービスはいまいちでした。</p> <p>日本の環境は安定してますし、ドコモなどは基地局のメーカーも信頼出来ます。</p> <p>国が圧力かけて安くして、結果質が下がるのが嫌です。</p> <p>安い所はもうありますし、利用者が選べばいいだけです。</p>	<p>○ いただいた御意見は、参考として承ります。</p>	無
<p>意見18 国内企業の製品を優遇して内需を上げるべき。</p>		

<p>消費者にマイナスしかない法改正は反対です      そんなにアップル社を儲けさせたいのですか?      国内企業の製品優遇して内需あげたほうがいいのでは?      緊縮は今の日本を崩壊させます</p>	<p><input type="radio"/> 御意見の趣旨が必ずしも明らかではありませんが、いただいた御意見は参考として承ります。</p>	<p>無</p>
<p>意見 19 サイバーセキュリティに関する意見</p>		
<p><input type="radio"/> サイバーセキュリティに関する意見（本案に対する意見ではないと思われるため省略します。）</p>	<p><input type="radio"/> 本改正案に対する意見ではないと思われるため、担当部署に情報提供いたします。</p>	<p>無</p>